

図面リスト

E-01	図面リスト、特記仕様書（1）
E-02	特記仕様書（2）
E-03	案内図・配置図
E-04	機器参考姿図・機器仕様（改修）
E-05	自動火災報知設備 校舎1階平面図
E-06	自動火災報知設備 校舎2階平面図
E-07	自動火災報知設備 校舎3階平面図

特記仕様書

特記仕様書では、「○」は該当 「・」は非該当を示す。

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名 調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事

1.2 工事場所 調布市緑ヶ丘2丁目16番地1

1.3 工事概要 自動火災報知設備、非常放送設備を改修する。

1.4 週休2日制工事の適用については以下による。

- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」の対象ではない。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

- 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」東京都によることとする。

工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

- 発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1.1.1 用語の定義（標準仕様書1.1.1.2）

標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(16)」の表記は、次のように読み替える。

(16)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

1.1.2 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査のうえ、これを遅滞なく行う。

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.2 試験、施工等の記録（標準仕様書1.1.2.5）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

○作成する。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和7年7月4日

件名	調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事			
図面リスト 特記仕様書(1)	N.S	令和7年度	令和7年6月	No E-01 7枚の内
		調布市総務部営繕課		

- イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
- ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。
- エ 本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

- 1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）
施工日時の条件は、次による。
○ 学校運営に支障のある作業は、休校日に行うこと。
- 1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）
石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書 第29章」の当該事項による。
なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。
工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。
また、石綿含有ガスカート、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。
工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。
(1) 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。
(参考)
【報告対象となる工事】
① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。
※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。
詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照
(2) 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。

第4節 機器及び材料

- 1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）
(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。
東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。
(ア) 特別品目
 - ・ 環境配慮形(EM)電線・ケーブル
 - ・ LEDを光源とする照明器具
 - (イ) 特定調達品目
なし
 - (2) 化学物質を放散させる建築材料等
ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(ア)から(イ)までを満たすものとする。
(ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
(イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(ウ) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。
(エ) 家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
- イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
規制対象外
(ア) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
(イ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品
(ウ) 次の表示のあるJAS規格品
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b 接着剤等不使用
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第5節 施工

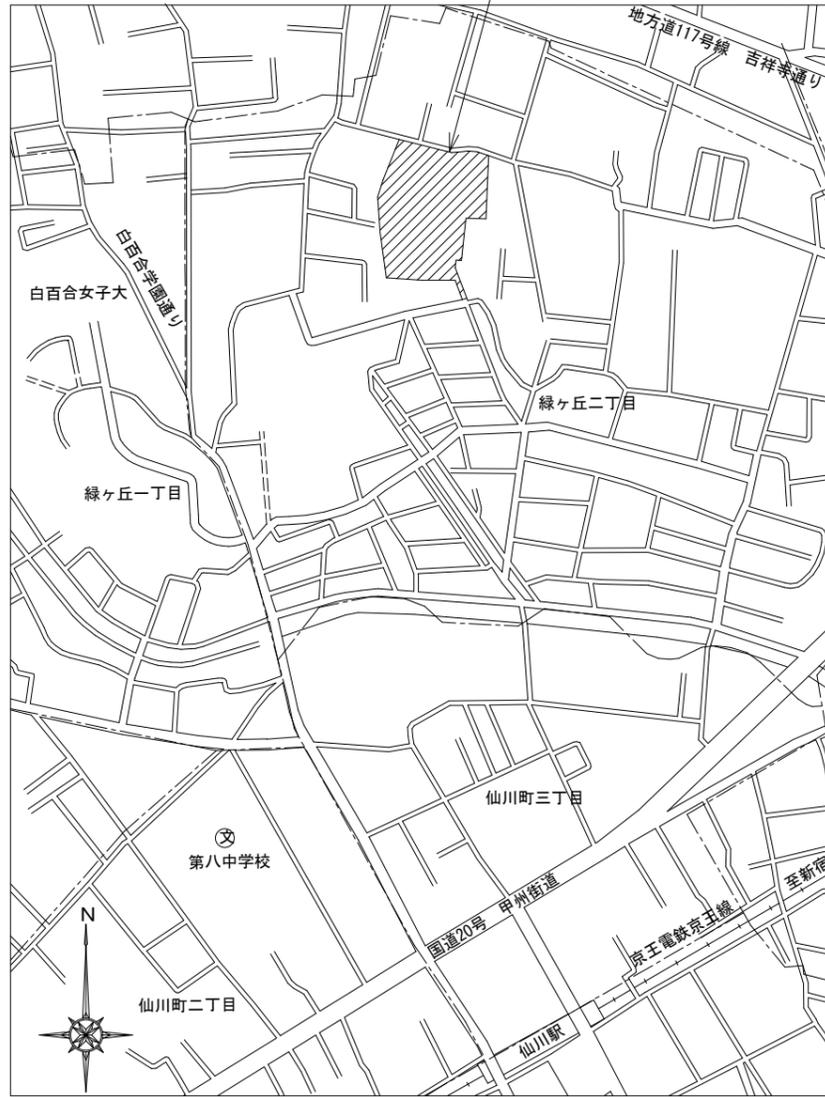
- 1.5.2 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）
次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。
・バックホウ
・発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- 1.5.3 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）
(1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。
・バックホウ
・発動発電機
- 1.5.4 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）
化学物質の濃度測定は、次による。
○ 測定は行わない。

第6節 しゅん功図等

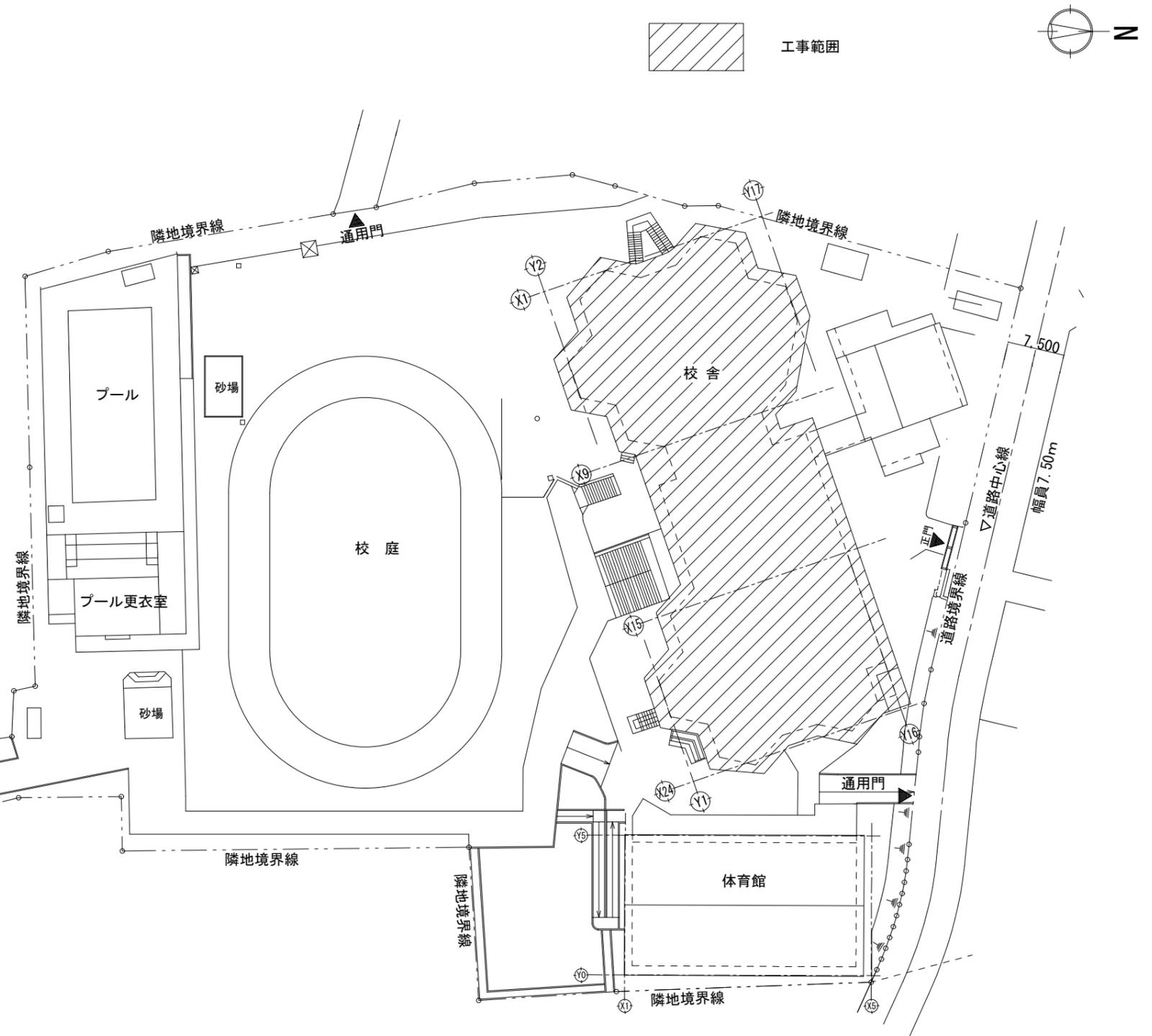
- 1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）
(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）
(2) しゅん功写真の作成は、次による。
○ 作成しない。
(3) 保全に関する資料の作成は、次による。
○ 作成しない。
- 1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）
しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。
(2) 様式
しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）
(3) 提出部数
ア 電子データ版 (CD-R等) 1部

件 名 調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事				
特記仕様書(2)	N.S	令和7年度	令和7年6月	No E-02 7枚の内
		調布市総務部営繕課		

工事場所
地名地番：調布市緑ヶ丘2丁目16番地1



案内図 S=1/6000



配置図 S=1/600

件名 調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事

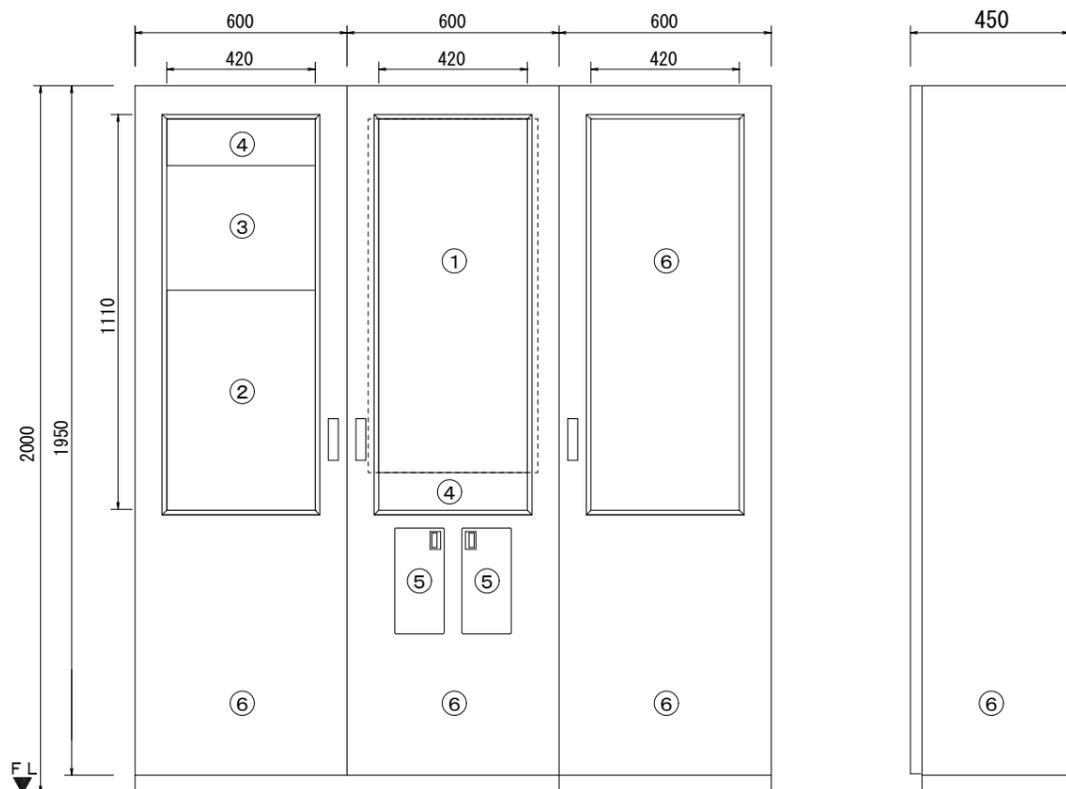
案内図・配置図 A1 1/300
A3 1/600

令和7年度 令和7年6月
調布市総務部営繕課

No
E-03
7枚の内

複合防災盤

機器参考配置図



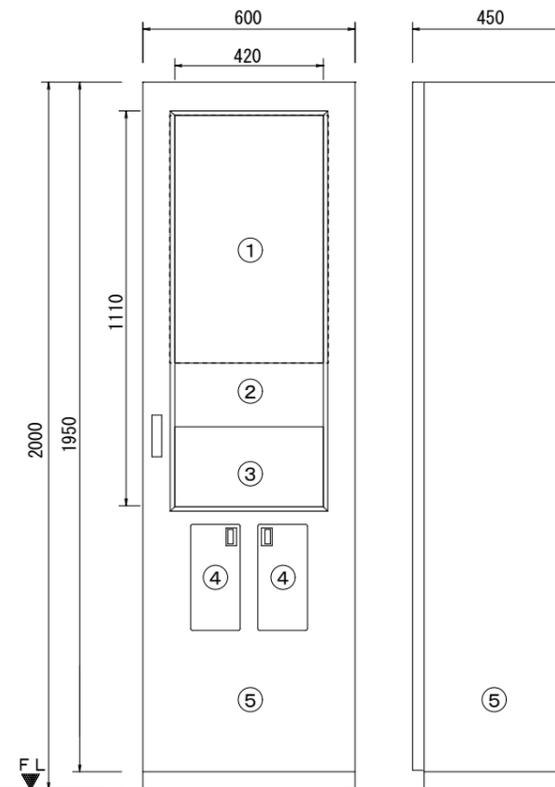
凡例

記号	名称
①	GP型複合受信機
②	非常放送アンプ
③	親時計・プログラムタイマー
④	blankプレート
⑤	予備スペース
⑥	既存筐体・扉

(注記)
複合受信機の操作部高さは、800~1500mmとする。

副複合防災盤

機器参考配置図



凡例

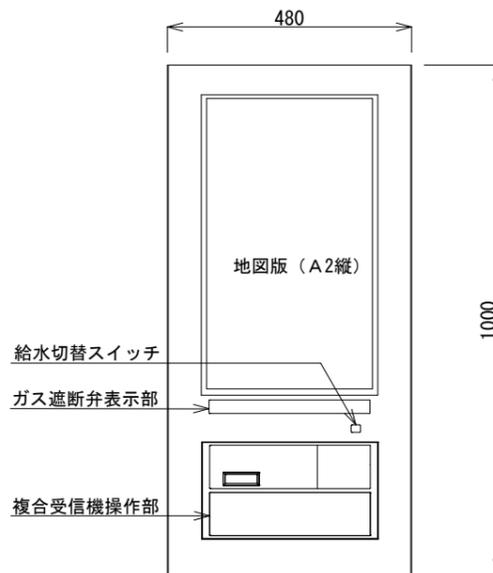
記号	名称
①	副受信機
②	blankパネル
③	非常放送リモコン
④	予備スペース
⑤	既存筐体・扉

(注記)
副受信機の操作部高さは、800~1500mmとする。

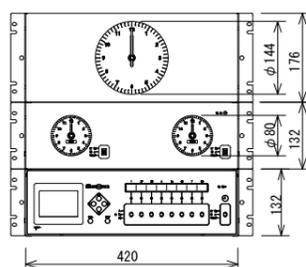
機器仕様

- GP型複合受信機
 - GP型1級75回線(自火報20回線 諸警報 20回線 防排煙20回線 ガス漏れ15回線)
 - 地図式(A2縦)
 - 液晶ガイド機能、非常放送連動機能、履歴確認機能(発報・操作・トラブル)
 - 消火栓始動、火災代表移信接点(無電圧接点)
 - 給水切替スイッチ
 - ガス遮断弁制御表示器
 - 電源 AC100V
 - 予備電源 ニッケルカドミウム蓄電池(3500mA)
 - 付属品 電話機
- 非常放送アンプ
 - 壁掛型非常用放送設備(10局)
 - 音声警報音(日本語)機能付き
 - 電力増幅ユニット(120W)
 - 参考寸法 450×664×150mm
 - 密閉式ニッケル・水素蓄電池(7000mA)付属
- 親時計・プログラムタイマー
 - 定格 AC100V
 - 時間精度 ±0.7秒/週(25℃にて)
 - 停電保障時間 モニター時計駆動:30時間以上
 - 子時計2回路(駆動信号 DC24V, 30秒有極パルス, パルス幅0.5秒)
 - 時刻調整スイッチ付(60倍速早送りボタン)
 - モニター時計
 - チャイム機能付
 - 電波受信機能(FMラジオ)付
- 筐体
 - 既設の筐体・扉を再使用して改修すること。

GP型複合受信機 参考姿図



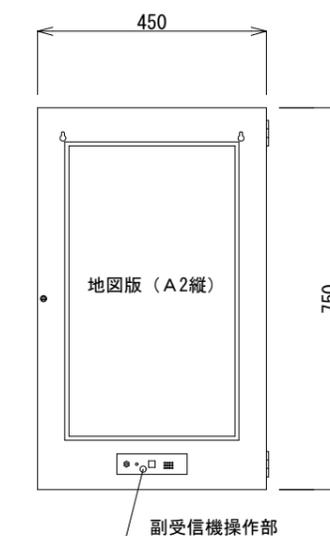
親時計・プログラムタイマー 参考姿図



機器仕様

- 副受信機
 - 75回線(自火報20回線 防排煙20回線 警報20回線 ガス漏れ15回線)
 - 地図式(A2縦)
 - 電源 DC24V
- 非常放送リモコン
 - 壁掛型非常用放送設備(10局)
 - 参考寸法 450×265×75mm
- 筐体
 - 既設の筐体・扉を再使用して改修すること。

副受信機 参考姿図



件名 調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事

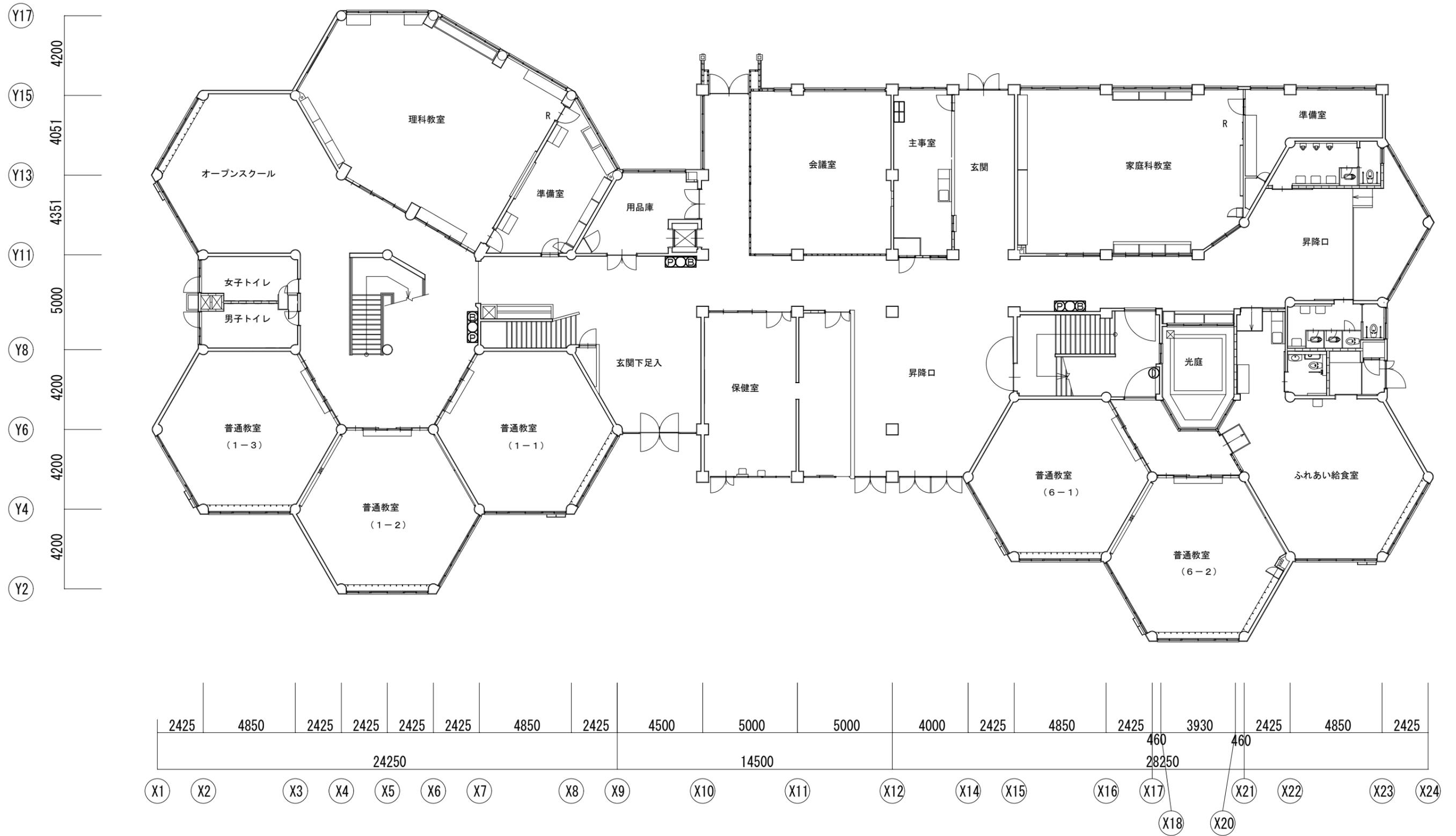
機器参考姿図・
機器仕様(改修)

N.S

令和7年度 令和7年6月

調布市総務部営繕課

No
E-04
7枚の内



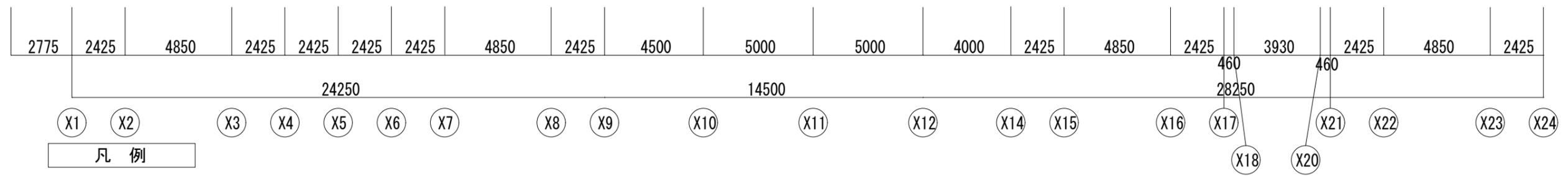
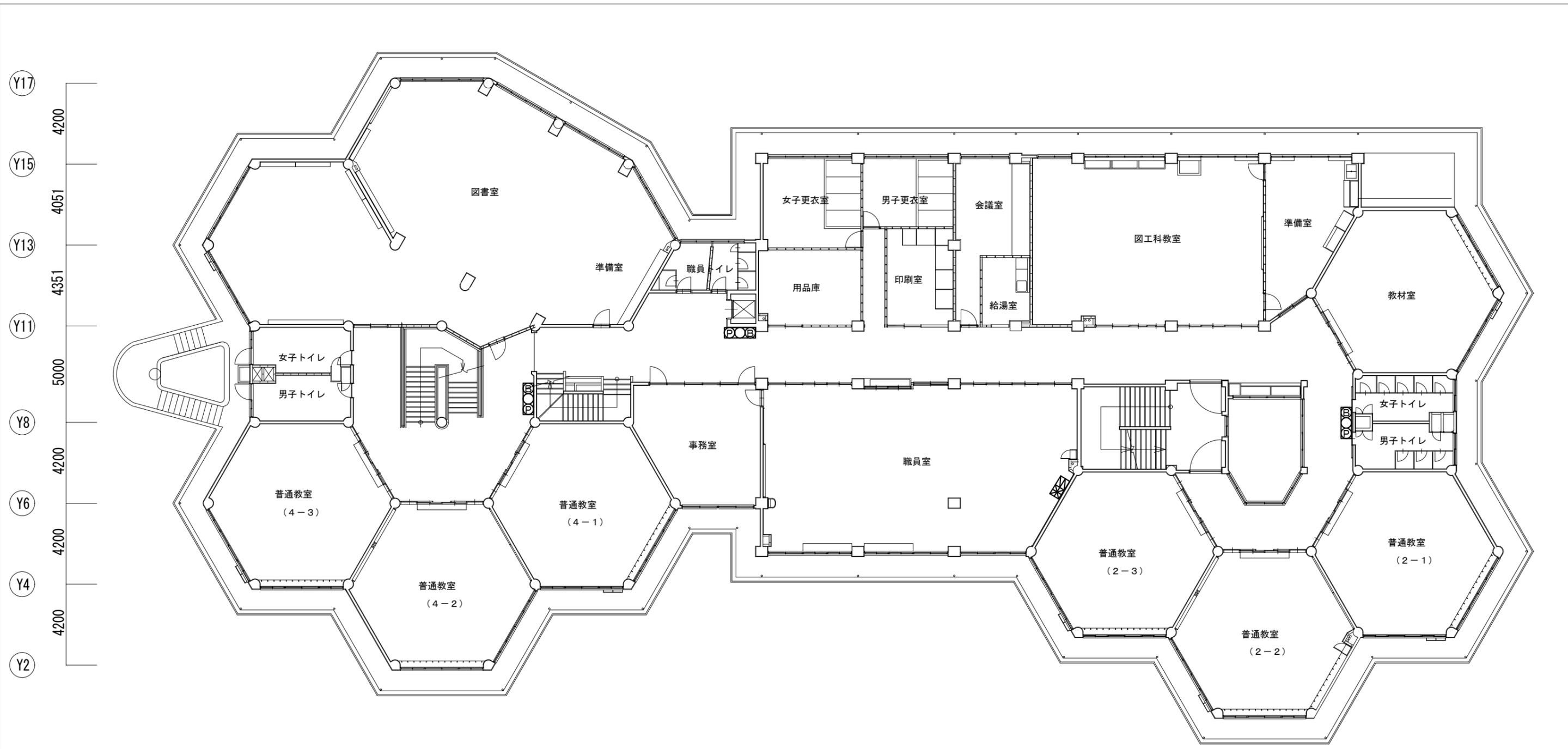
凡 例

記号	器具仕様
☒	複合防災盤
☒	副複合防災盤
☒☒☒	埋込型機器収容箱 (P型1級発信機, 薄型表示灯, 屋内型警報ベルを更新すること。)
①	自動閉鎖装置 (防火戸用, ラッチ式)

(注記)

1. 複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。(E-04参照)
2. 埋込型機器収容箱のP型1級発信機, 表示灯を撤去・新設すること。
3. 図示の自動閉鎖装置を撤去・新設すること。

件 名	調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事		
自動火災報知設備 校舎1階平面図	A3 1/200	令和7年度 令和7年6月	No E-05 7枚の内
		調布市総務部営繕課	

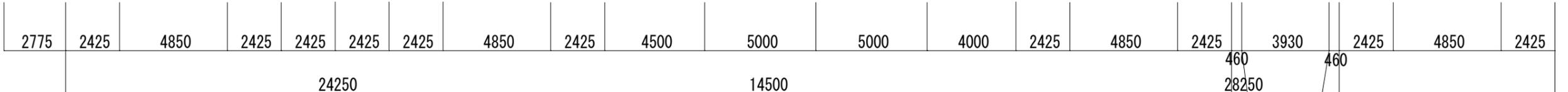
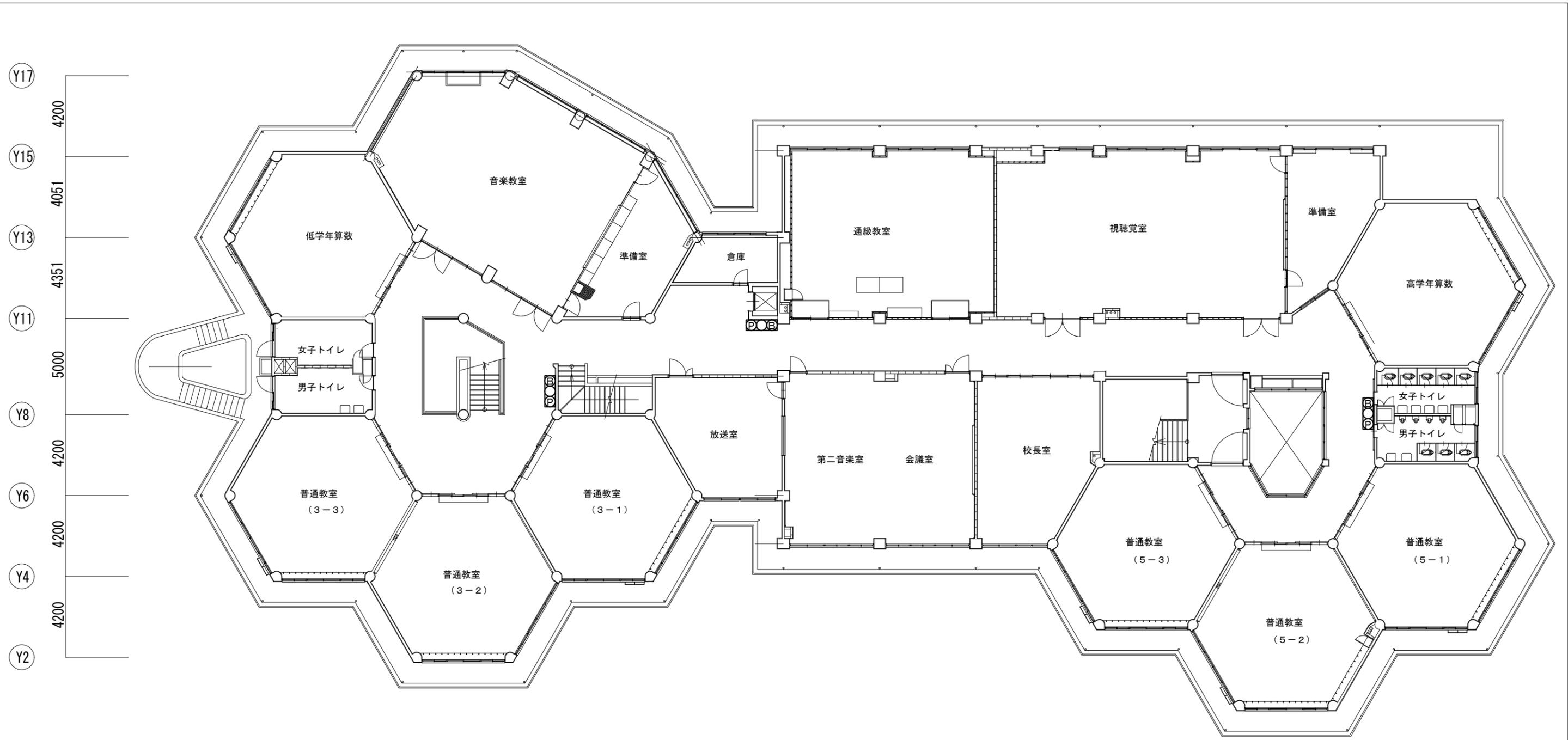


凡例

記号	器具仕様
	複合防災盤
	副複合防災盤
	埋込型機器収容箱 (P型1級発信機, 薄型表示灯, 屋内型警報ベルを更新すること。)
	自動閉鎖装置 (防火戸用, ラッチ式)

- (注記)
- 複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。(E-04参照)
 - 埋込型機器収容箱のP型1級発信機, 表示灯を撤去・新設すること。

件名 調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事			
自動火災報知設備	A3 1/200	令和7年度	令和7年6月
校舎2階平面図		調布市総務部営繕課	
			No E-06 7枚の内



凡 例

記号	器具仕様
☒	複合防災盤
☒	副複合防災盤
☒	埋込型機器収容箱 (P型1級発信機, 薄型表示灯, 屋内型警報ベルを更新すること。)
Ⓧ	自動閉鎖装置 (防火戸用, ラッチ式)

- (注記)
- 複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。(E-04参照)
 - 埋込型機器収容箱のP型1級発信機, 表示灯を撤去・新設すること。

件 名		調布市立緑ヶ丘小学校防災盤改修工事	
自動火災報知設備 校舎3階平面図	A3 1/200	令和7年度	令和7年6月
		調布市総務部営繕課	
			No E-07 7枚の内